

平成 21 年 10 月 6 日

保護者 様

鈴鹿市立神戸中学校  
校長 佐野 克三

## 台風並びに大地震発生時における登下校並びに授業実施について

このことについては、平成 21 年 7 月 8 日文書にてご連絡させていただきましたが、再度連絡いたします。

また、メール配信もさせていただく予定です。

### 1 始業前に暴風警報あるいは地震注意情報が発令されている場合

- (1) 午前 7 時現在、暴風警報あるいは地震注意情報が発令されている場合は、午後 0 時(正午)まで自宅待機させてください。
- (2) 午後 0 時(正午)又は正午直前の気象情報あるいは地震情報において、暴風警報あるいは地震注意情報が解除されている場合は、各自昼食をとって、学校に午後 1 時 30 分までに着くように登校させてください。  
また、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどによって、登校の危険が予想される場合は、登校させないようにしてください。
- (3) 午後 0 時(正午)又は正午直前の気象情報あるいは地震情報においても、なお、暴風警報あるいは地震注意情報が解除されていない場合は、休校としますので登校させないでください。

### 2 始業後に暴風警報あるいは地震注意情報が発令された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、すみやかに生徒を帰宅させます。
- (2) ただし、地域の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、保護者と連絡をとり、適切な措置を講じます。

### 3 大地震が発生した場合

- (1) 始業前に発生した場合  
生徒を、登校させず自宅待機させてください。  
被害が少なく、その後、通学路の安全が確認され、当日の授業を受けることが可能な場合には、各家庭に連絡して登校させ授業をいたします。
- (2) 始業後に発生した場合  
安全に帰宅することが可能な生徒は速やかに帰宅させます。帰宅が困難な生徒については学校で待機させ、保護者と連絡をとり適切な措置を講じます。  
被害が少なく、授業継続が可能な場合は、授業を行います。